

水先人の安定的な確保・育成等について (第五次とりまとめ)

令和8年2月26日

水先人の人材確保・育成等に関する検討会

.はじめに

水先制度は、船舶交通の輻輳する港や交通の難所とされる水域(全国34水先区)において、船舶を嚮導することにより、船舶の交通の安全を確保するための制度であり、その担い手である水先人は、海運の現場を支える重要な役割を担っている。

国土交通省海事局では、水先人を安定的に確保・育成するための取組を進めており、平成27年4月、学識経験者、関係団体等から成る「水先人の人材確保・育成等に関する検討会」(以下「検討会」という。)を設置し、団塊世代等の水先人の大量廃業による後継者不足や、中小規模水先区及び内海水先区における一級水先人の応募者不足をはじめとした様々な課題への対策等について検討を行ってきた。

その結果について、第6回検討会(平成28年6月23日開催)において「水先人の安定的な確保・育成等について(とりまとめ)」「第一次とりまとめ」、第11回検討会(平成29年9月14日開催)において「第二次とりまとめ」、第15回検討会(令和2年5月28日開催)において「第三次とりまとめ」、第21回検討会(令和5年2月17日開催)において「第四次とりまとめ」としてとりまとめた。

第24回検討会(令和8年2月26日開催)においては、「第四次とりまとめ」において定められた「水先人の安定的な確保のための二級及び三級水先人の養成定員」及び「中小規模水先区対策(新規免許・複数免許取得者の増加対策(新規免許・複数免許取得時の支援手当))」の見直しについて検討を行った。

そこでの議論を踏まえ、本検討会として以下のとおり施策の方向性をとりまとめることとした。

.各課題の検討結果

1. 水先人の安定的な確保のための二級及び三級水先人の養成定員の見直し

(1) 現状と課題

平成25年の「水先レビュー懇談会取りまとめ」においては、その当時、一級水先人の廃業者が多く見込まれる一方、当面はその参入予想者が極めて少ない時期を迎えることから、水先業務体制の維持を図るため、一定規模の二級及び三級水先人を継続的に確保する必要があるとされた。他方、将来の水先業務量は不確定要素も多く明確な予測が困難であるとされた。

このような状況から、二級及び三級水先人の養成規模については、当面5年程度(平成27年度～平成31年度)、二級水先人を毎年5人、三級水先人

を毎年 10 人とする規模が適当であるとされた。

令和 2 年の「第三次とりまとめ」においては、一級水先人の廃業予定者は、年齢構成からみて、令和元年度から令和 5 年度にかけ非常に多くなり、水先人の総数は、この間で最も減少する見込みである一方、その後増加に転じることが予想されたことから、令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年間、二級水先人は毎年 5 人、三級水先人は毎年 5 人 + α (α は 5 人以下の範囲内で、毎年、一級水先人の応募状況を確認し決定) とし、令和 5 年度以降の養成定員については、令和 5 年度までに見直しを検討することとした。

また、今後数年間の水先人の減少に対応するため、水先人が不足すると考えられる水先区に対し、近隣水先区等からの派遣支援を確実に実施し、水先業務を維持する必要があるとされた。

令和 5 年の「第四次とりまとめ」においては、「第三次とりまとめ」の際の一級水先人に関する予想について検証したところ、予想に比べて廃業者は増加し、参入者は減少したことや、一級水先人の廃業予定者は、年齢構成からみて、令和 4 年度から令和 8 年度にかけ引き続き多くなる見込みであり、水先人の総数は、この間で最も減少することが予想された。

このため、今後 10 年間の一級水先人の廃業予定者及び参入見込者を算出し、雇用船員が二級及び三級水先人を目指して途中で退職することによる船社の経営への影響を踏まえつつ、水先業務を適切かつ円滑に遂行するために必要な養成定員として、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間、二級水先人は毎年 2 人、三級水先人は毎年 2 人 + α (α は 3 人以下の範囲内で、毎年、一級水先人の応募状況を確認し決定) とし、令和 8 年度以降の養成定員については、令和 8 年度までに見直しを検討することとされた。

また、今後数年間の水先人の減少に対応するため、水先人及び利用者(船社等)は、船舶の安全及び運航能率を確保した確実な応召体制を構築するために協力するとともに、水先人が不足すると考えられる水先区に対し、近隣水先区等からの派遣支援を確実に実施し、水先業務を維持する必要があるとされた。

(2) 検討状況

「第四次とりまとめ」の際の一級水先人に関する予想について、令和 4 年度から令和 6 年度の実績を元に検証したところ、予想に比べて廃業者は増加し、参入者は減少した。また、一級水先人の人数は令和 5 年度から令和 6 年度にかけて最も減少したが、年齢構成から見て、令和 8 年度以降は廃業予定者が減少することが予想される。

これらを踏まえ、今後 10 年間の一級水先人の廃業予定者及び参入見込者を算出し、水先業務を適正かつ円滑に遂行するために必要な二級及び三級水先人の養成定員について検討を行った。

その結果、一級水先人について、令和 8 年度以降は廃業予定者の減少が予想されるものの、参入者はこれまでの実績からみると安定していないこと、就業年数は二級及び三級水先人と比べて短いと思われることから、水先人を

将来にわたり安定的に確保していくという水先制度の趣旨を踏まえ、引き続き二級及び三級水先人を複人数養成していく必要があるとの結論に至った。

(3) 今後の対応と方向性

以上の検討を踏まえ、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年間の養成定員については、現行と同様、二級水先人は毎年 2 人、三級水先人は毎年 2 人 + α (α は 3 人以下の範囲内で、毎年、一級水先人の応募状況を確認し決定) とする。ただし、上記期間中において、一級水先人の応募者数が募集定員を下回り、水先人の確保に支障が生ずる事態が発生した場合は、改めて二級及び三級水先人の養成定員の増員を検討することができることとする。なお、令和 11 年度以降の養成定員については、令和 10 年度までに見直しを検討することとする。

また、水先人及び利用者（船社等）は、引き続き、船舶の安全及び運航能力を確保した確実な応召体制の構築に向けた協力を実施するとともに、水先人が不足すると考えられる水先区に対し、近隣水先区等からの派遣支援を確実に実施し、水先業務を維持する必要がある。

2. 中小規模水先区対策（新規免許・複数免許取得者の増加対策（新規免許・複数免許取得時の支援手当の見直し））

(1) 現状と課題

後継者確保が厳しい状況にある中小規模水先区における水先人不足に対応するため、平成 28 年の「第一次とりまとめ」に基づき開始され、現在は「第四次とりまとめ」に基づき、以下のとおり中小規模水先区の新規免許取得者及び複数免許取得者に対する支援が行われている。

イ．新規免許関係（新規免許取得の支援の充実）

中小規模水先区の志望者を増加させるため、当該水先区の新規免許取得者に対して、（一財）海技振興センターが実施する水先人養成支援事業（一級及び二級水先人）における養成手当として、月額 40 万円を支給している（参考：中小規模水先区以外は月額 25 万円）。

ロ．複数免許関係（複数免許取得のための養成への支援の充実）

複数免許を取得して派遣支援に協力する水先人に対して、（一財）海技振興センターが水先人養成支援として月額 25 万円を支給している。

なお、「第四次とりまとめ」において、これらの支援については令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間実施し、それ以降は、改めてその継続の必要性について検討することとされている。

(2) 検討状況

中小規模水先区における新規免許取得者及び複数免許取得者等の関係者に支援手当の必要性及び支援額の妥当性を確認したところ、水先人関係者からは、現状維持でよいとの意見が出され、利用者（船社等）からは、特段の反対意見はなかった。

(3) 今後の対応と方向性

以上の検討を踏まえ、当該支援については現行と同様の支援を令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年間実施し、それ以降は、改めてその継続の必要性について検討することが適当である。

| | |-------| | ．おわりに | |-------|

本検討会は、平成 27 年以降の約 10 年間に大量の水先人の廃業及び後継者不足が見込まれる状況にある中、応募者不足が深刻な中小規模水先区等における後継者の確保に向けて、検討を行ってきた。大量廃業の時期は終了しつつあるが、今後も、関係者において、『 ．課題の検討結果』中に掲げた「今後の対応と方向性」に従い、実施していくことが適当であり、次回以降の本検討会において必要に応じてフォローアップを行うとともに、引き続き水先人の安定的な確保・育成に向けて必要な検討を進めていくこととする。